

児童手当の支給金額の例

0歳～大学生年代の子が1人または2人

0～2歳



1万5千円

3歳～
高校生



1万円

大学生



支給対象外

高校生

16歳の年度～18歳の年度末までの年代の子（就学していない場合を含みます。）

※令和6年度は、平成18年4月2日～平成21年4月1日生の子

大学生

19歳の年度～22歳の年度末までの年代の子（短大生、専門学生、就職済みを含みます。）

※令和6年度は、平成14年4月2日～平成18年4月1日生の子

0歳～高校生年代の子が3人以上、大学生年代の子なし

第3子以降は、**多子加算**により支給額が3万円に増額されます。

第1子
小学生



1万円

第1子
高校生



1万円

第1子
高校生



1万円

第2子
2歳



1万5千円

第2子
中学生



1万円

第2子
高校生



1万円

第3子
2歳



3万円

第3子
小学生



3万円

第3子
中学生



3万円

大学生年代までの子が3人以上で/

0歳～高校生年代の子が1人以上、大学生年代の子あり

大学生年代の子がいる場合は、「監護相当の支援」と「生計費の負担の有無」により、児童の数が変わります。

監護相当の支援

- ・同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしていること
- ・別居しているが、定期的な連絡等をしており、監護相当であること など

生計費の負担

- ・生活費（食費、家賃等）や学費を負担していること など

